

# 平成19年度島根県普通会計決算の概要

財政課

## 1. 総括

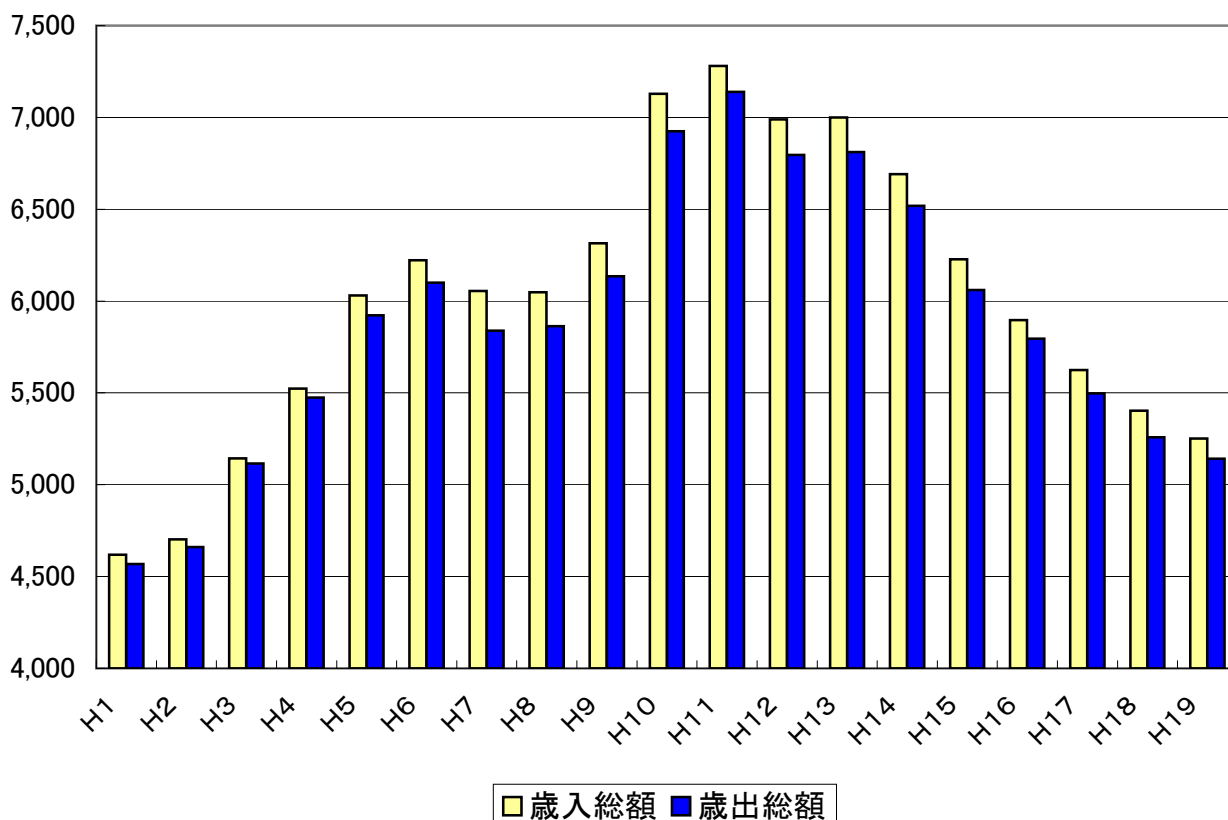
国からの税源移譲により地方税が対前年度増額となったものの、地方譲与税、国庫支出金の減等により歳入は減少し、また、職員定員の削減等による人件費の縮減や公共事業等の縮減に努め歳出を抑制した結果、6年連続で歳入・歳出規模が縮小。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成18年度	増減額	増減率
歳入総額 ①	525,061	540,321	▲ 15,260	▲2.8%
歳出総額 ②	514,185	525,864	▲ 11,679	▲2.2%
形式収支 ③=①-②	10,876	14,457	/	/
翌年度繰越財源 ④	8,092	9,687		
実質収支 ⑤=③-④	2,784	4,769		

億円

## 【普通会計決算額の推移】



## 2. 歳入の状況

### (1) 平成19年度歳入決算の特徴（数字は対前年度）

#### ① 県税

- ・税源移譲及び定率減税廃止等により個人県民税が、県内製造業の業績好調により法人事業税が、それぞれ増加したことなどにより大幅な増加（+8,980百万円、+13.1%）  
〔個人県民税+8,353百万円、法人事業税+503百万円等〕

#### ② 地方譲与税

- ・所得譲与税の廃止により大幅な減少（▲12,743百万円、▲80.0%）

#### ③ 国庫支出金

- ・公共事業費等の縮減に伴い減少（▲4,475百万円、▲5.2%）

### (2) 歳入決算内訳

（単位：百万円）

区 分	平成19年度		平成18年度		比 較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)－(B)	増減率
自 主 財 源	184,056	35.1%	180,979	33.5%	3,077	1.7%
県 税	77,403	14.7%	68,423	12.6%	8,980	13.1%
県 民 税	23,033	4.4%	14,426	2.6%	8,607	59.7%
個人県民税	18,679	3.6%	10,326	1.9%	8,353	80.9%
法人県民税	3,120	0.6%	3,075	0.6%	45	1.5%
株式等譲渡所得割	253	0.0%	229	0.0%	24	10.5%
利子割等	981	0.2%	796	0.1%	185	23.2%
事 業 税	18,141	3.4%	17,627	3.3%	514	2.9%
個人事業税	690	0.1%	679	0.1%	11	1.6%
法人事業税	17,451	3.3%	16,948	3.2%	503	3.0%
地方消費税	14,285	2.7%	14,541	2.7%	▲256	▲1.8%
自動車税	9,094	1.7%	9,213	1.7%	▲119	▲1.3%
軽油引取税	6,714	1.3%	6,681	1.2%	33	0.5%
その他	6,136	1.2%	5,935	1.1%	201	3.4%
分担金及び負担金	3,527	0.7%	4,529	0.8%	▲1,002	▲22.1%
使用料及び手数料	5,816	1.1%	6,609	1.3%	▲793	▲12.0%
財産収入	2,223	0.4%	4,586	0.8%	▲2,363	▲51.5%
寄附金	0	0.0%	1	0.0%	▲1	▲100.0%
繰入金	12,104	2.3%	9,367	1.7%	2,737	29.2%
うち財調基金等取崩分	8,621	1.6%	5,668	1.0%	2,953	52.1%
繰越金	14,457	2.8%	12,666	2.4%	1,791	14.1%
諸収入	68,526	13.1%	74,798	13.9%	▲6,272	▲8.4%
依 存 財 源	341,005	64.9%	359,342	66.5%	▲18,337	▲5.1%
地方譲与税	3,190	0.6%	15,933	3.0%	▲12,743	▲80.0%
地方特例交付金	584	0.1%	330	0.1%	254	77.0%
地方交付税	183,663	35.0%	183,379	33.9%	284	0.2%
(地方交付税+臨財債)	(203,566)	(38.8%)	(202,048)	(37.4%)	(1,518)	(0.8%)
交通安全対策特別交付金	308	0.0%	315	0.0%	▲7	▲2.2%
国庫支出金	81,474	15.5%	85,949	15.9%	▲4,475	▲5.2%
県 債	71,786	13.7%	73,436	13.6%	▲1,650	▲2.2%
歳 入 合 計	525,061	100.0%	540,321	100.0%	▲15,260	▲2.8%

※地方消費税は清算後の額である。

### 3. 歳出の状況

#### (1) 平成19年度歳出決算の特徴（数字は対前年度）

① 人件費

- ・職員の定員の削減及び給与改定（期末手当支給月数の減）により減少  
（人件費：▲2,285百万円、▲1.8%）（除く退職手当：▲3,559百万円、▲3.1%）

② 普通建設事業費

- ・補助事業費：国庫補助公共事業費の縮減等により減少（▲1,773百万円、▲3.0%）
- ・単独事業費：新世紀道路ネットワーク整備事業費（▲2,608百万円）や古代出雲歴史博物館整備事業費の減（▲1,206百万円）などにより減少（▲3,943百万円、▲7.7%）

#### (2) 歳出決算内訳

（単位：百万円）

区 分	平成19年度		平成18年度		比 較		
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率	
性 質 別 歳 出 内 訳	義務的経費	236,348	46.0%	240,460	45.7%	▲4,112	▲1.7%
	人件費	124,707	24.3%	126,992	24.1%	▲2,285	▲1.8%
	除く退職手当	112,392	21.9%	115,951	22.0%	▲3,559	▲3.1%
	公債費	102,948	20.0%	105,440	20.1%	▲2,492	▲2.4%
	扶助費	8,693	1.7%	8,028	1.5%	665	8.3%
	投資的経費	130,101	25.3%	135,670	25.8%	▲5,569	▲4.1%
	普通建設事業費	118,066	23.0%	124,688	23.7%	▲6,622	▲5.3%
	うち補助	56,397	11.0%	58,170	11.1%	▲1,773	▲3.0%
	うち単独	46,965	9.1%	50,908	9.7%	▲3,943	▲7.7%
	災害復旧費	12,035	2.3%	10,982	2.1%	1,053	9.6%
	その他の経費	147,736	28.7%	149,734	28.5%	▲1,998	▲1.3%
	物件費・補助費等	79,728	15.5%	79,531	15.1%	197	0.2%
	維持補修費	5,319	1.0%	5,287	1.0%	32	0.6%
	積立金	1,952	0.4%	2,592	0.5%	▲640	▲24.7%
	投資・出資金	1,727	0.3%	1,808	0.3%	▲81	▲4.5%
	貸付金	58,212	11.3%	59,710	11.4%	▲1,498	▲2.5%
繰出金	798	0.2%	806	0.2%	▲8	▲1.0%	
歳出合計	514,185	100.0%	525,864	100.0%	▲11,679	▲2.2%	
目 的 別 歳 出 内 訳	総務費	23,456	4.6%	20,262	3.9%	3,194	15.8%
	民生費	40,487	7.9%	41,167	7.7%	▲680	▲1.7%
	衛生費	14,372	2.8%	13,712	2.6%	660	4.8%
	労働費	1,535	0.3%	1,607	0.3%	▲72	▲4.5%
	農林水産業費	41,014	8.0%	46,139	8.8%	▲5,125	▲11.1%
	商工費	53,159	10.3%	57,355	10.9%	▲4,196	▲7.3%
	土木費	97,380	18.9%	102,414	19.5%	▲5,034	▲4.9%
	警察費	22,042	4.3%	21,049	4.0%	993	4.7%
	教育費	95,419	18.6%	95,096	18.1%	323	0.3%
	災害復旧費	12,036	2.3%	10,982	2.1%	1,054	9.6%
	公債費	102,995	20.0%	105,648	20.1%	▲2,653	▲2.5%
その他	10,290	2.0%	10,433	2.0%	▲143	▲1.4%	

## 4. 各種財政指標の状況

### ①経常収支比率

- ・扶助費等の経常的支出が増加したことに加え、所得譲与税の減少により経常的収入が減少したことにより上昇した。

### ②地方債現在高

- ・普通建設事業費の縮減により発行額を抑制した結果、引き続き減少した。

(単位：百万円)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収支比率	86.8%	91.0%	88.6%	94.1%	<b>94.9%</b>
前年比	0.5%	4.2%	▲ 2.4%	5.5%	<b>0.8%</b>
地方債現在高	1,018,348	1,049,337	1,051,767	1,037,230	<b>1,022,978</b>
前年比	34,539	30,989	2,430	▲ 14,537	<b>▲ 14,252</b>

※地方債現在高は特定資金公共投資事業債（N T T債）を除く。

### ○経常収支比率…財政構造の弾力性をみる指標

= 経常的な経費に充当した一般財源 ÷ 経常的な一般財源としての収入

※経常収支比率は80%を上回らないことが望ましいとされている。

## 5. 財政健全化法における健全化判断比率等

### (1) 法律の概要

#### ① 目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

#### ② 健全化判断比率等の公表

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表。

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率
- ※資金不足比率（公営企業ごと）

#### ③ 財政の早期健全化

- ②ア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、
- 財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表。
  - 毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表。

#### ④ 財政の再生

- ②ア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、
- 財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表。
  - 毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表。
  - 財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限。
  - 収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債（※）の起債が可能。  
※再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要。

#### ⑤ 公営企業の経営の健全化

- 公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表。
- 経営健全化基準以上となった場合は、
  - ・経営健全化計画を作成。
  - ・③と同様の仕組みにより健全化を図る。

### (2) 公布及び施行日

公布：平成19年6月22日

施行：平成21年4月1日（平成20年度決算から）  
ただし、比率の公表は平成19年度決算から

### (3) 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等 (暫定値)

#### ①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等（＝普通会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【本県算定】  
実質赤字なし（－％）

【基準】  
早期健全化基準 3.75％ 財政再生基準 5％

#### ②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営企業会計）実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【本県算定】  
実質赤字・資金不足なし  
（－％）

【基準】  
早期健全化基準 8.75％ 財政再生基準 15％

#### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【本県算定】  
17.8％(対前年▲0.3％)

【基準】  
早期健全化基準 25％ 財政再生基準 35％

#### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る})}{\text{基準財政需要額算入額}}$$

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【本県算定】  
227.9％

【基準】  
早期健全化基準 400％

※将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

## ⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【本県算定】

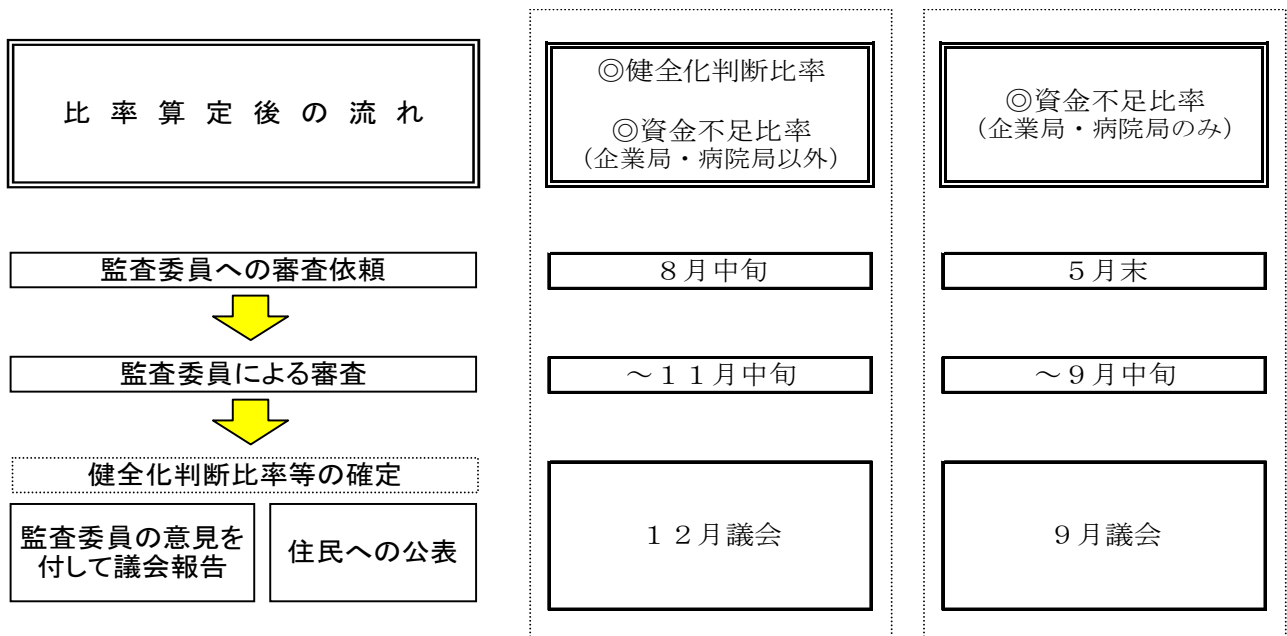
いずれの会計も資金不足なし（－％）

【基準】

経営健全化基準 20％

※算定初年度であるため、上記①～⑤の健全化判断比率等は、今後総務省からの取り扱い通知の変更等により数値が変動する可能性がある。

## （４）今後のスケジュール



【参考】総務省による健全化判断比率等公表スケジュール（予定）

9月末 各地方公共団体の暫定値公表

11月末 各地方公共団体の確定値公表